

# 入札説明書類

件名：電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部）

令和4年2月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 . . . . . 1 部

②仕様書 . . . . . 1 部

③契約書(案) . . . . . 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 . . . . . 1 部

⑤ご担当者連絡先 . . . . . 1 部

④～⑤：期限(令和4年2月17日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 . . . . . 1 部

⑦誓約書 . . . . . 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 . . . . . 1 部

⑥～⑧：期限(令和4年2月25日)までに提出すること。

⑨入札書 . . . . . 1 部

⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和4年2月28日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 . . . . . 1 部

⑪入札辞退届 . . . . . 1 部

⑪：応札しない場合、令和4年2月28日までに提出すること。

⑫委任状 . . . . . 1 部

⑬年間委任状 . . . . . 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和4年3月1日)、開札会場へ持参すること。

# 入札説明書

「電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部）」に係わる入札公告（令和4年2月8日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（平成17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（平成17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 米田 悦啓

## 2 委託業務内容

(1) 契約件名 電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部）

(2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間 自：令和4年4月1日 至：令和8年3月31日

(4) 納入場所 茨城県つくば市八幡台1-2

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所薬用植物資源研究センタ

一筑波研究部

(5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

## 3 競争参加資格

(1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Cのいずれかの等級に格付けされている者であること。

(3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。

(7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

(8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。

(9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

- (10) 「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注）各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (12) 本社、支社、営業所等にて国際標準規格 ISO9001：2008 の認定を受けていること。
- (13) 仕様書3（4）に記載の資格を有する、もしくは有するとみなすに足る状況にある者を駐在させることが出来ること。

#### 4 提出書類等

##### (1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和4年2月17日（木）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

提出先メールアドレス 草間 [n-kusama@nibiohn.go.jp](mailto:n-kusama@nibiohn.go.jp)

##### 2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和4年2月25日（金）17時00分までに下記5（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）
- ⑥仕様書3（4）に記載の資格を有する、もしくは有するとみなすに足る状況にあることを証明する書類（写しでも可）
- ⑦予定配置人員表
- ⑧ISO9001：2008の証書の写し

##### (3) 入札書

提出期限は令和4年2月28日（月）17時00分（郵送の場合も同様）  
詳細は下記5を参照。

##### (4) 入札辞退届

応札しない場合、**開札前日**（令和4年2月28日）までに提出すること。

##### (5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、**開札当日**（令和4年3月1日）に**開札会場へ持参**すること。

#### 5 入札書等の提出場所等

##### (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-2

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所薬用植物資源研究センター  
筑波研究部

電話：029-838-0571

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年3月1日開札 電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部） 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和4年3月1日開札 電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部） 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続き

(1) 開札の日時及び場所

令和4年3月1日（火） 11時00分

霊長類医科学研究センター共同利用施設管理棟セミナー室（つくば市八幡台1-1）

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができる、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

# 契 約 書

収入印紙

- 件 名 薬用植物資源研究センター筑波研究部設備維持管理業務 一式
- 履行場所 茨城県つくば市八幡台1-2  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
薬用植物資源研究センター筑波研究部
- 契約期間 (自) 令和4年4月 1日  
(至) 令和8年3月31日
- 契約金額 総額金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円)  
月額金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円)
- 契約保証金 免除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 米田 悦啓 (以下「甲」という。 ) と、 (落札者) (以下「乙」という。 ) は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 薬用植物資源研究センター筑波研究部 (以下「筑波研究部」という。 ) の設備維持管理業務を行うため、下記の条項に基づき契約を締結する。

## 記

### (契約の範囲)

第1条 この契約の範囲は、仕様書に定める。

- 乙は、甲より契約対象物件の故障等の通知があったときは、ただちに善良で優秀な技術員を派遣し、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。ただし、契約の範囲外の修理等については、この契約金額に含まれないものとする。

### (契約内容の変更等)

第2条 甲は、この契約期間内に契約の内容を変更する必要がある場合は、書面を持って乙と協議の上、変更することができる。

- 前項の場合において乙が損害を受けた時は、その損害の賠償を請求することができる。この場合において、賠償金額は甲乙協議して定めるものとする。

### (支給品及び貸与品)

第3条 甲が、当該業務を適切に履行するために特別に消耗品等 (以下「支給品」という。 ) の支給及び治工具類等 (以下「貸与品」という。 ) の貸与を乙に行う必要があると認めた場合は、乙にそれら必要と思われるものを提供するものとする。

- 乙は、甲から引き渡しを受けた支給品及び貸与品を善良なる管理者の注意をもって管理し、この契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。
- 乙は、業務の全部又は一部の完了、契約の変更、契約の解除等により、甲から引き渡された支給品及び貸与品のうち不用となったものがあるときは、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、これを返還しなければならない。
- 乙が、故意又は過失その他乙の責めに帰すべき事由により、支給品及び貸与品を滅失

又は損傷したときには、甲の指示するところに従い、補修若しくは代品の納付を行い、又はその損害を賠償しなければならない。

5 前項の場合において、損害賠償金額は甲の定めるところによるものとする。

(管理監督主任者)

第4条 乙は、この契約締結と同時に、誠実で優秀な者を当該業務における管理監督主任者（以下「主任者」という。）として定め、甲に届け出るものとする。

2 甲が主任者として認めた者は、当該業務の履行場所における当該業務の監督管理及び関係者との連絡調整等を行うものとする。

3 主任者は、甲の許可を得た場合以外は、当該業務の履行時は常に履行場所に所在するものとする。

4 主任者は、当該業務の履行時以外でも第1条に定めるような緊急の場合に備え、甲からの連絡を常に受け取れる体制にあるものとする。

5 甲に、関係諸法令に基づく所轄官庁への届出等の義務が生じた場合は、乙の責により、主任者がその関係書類の作成等を行うものとする。

6 乙は、主任者を変更しようとするときは、甲に通知の上、速やかに同条第1項の手続きを行うものとする。

(庁舎の出入り)

第5条 乙は、当該業務の従事者を甲に登録し、甲に登録された従事者に入所許可証（以下「許可証」という。）を発行することとする。

2 許可証の発行を受けた従業員に限り、この契約期間中、筑波研究部庁舎に出入りすることができるものとする。

(禁止又は制限される行為)

第6条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供する等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利若しくは義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

(守秘義務)

第7条 乙又は乙の従業員が、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を、甲の承認を得ないで第三者に漏らし又は利用してはならない。

(監督)

第8条 甲は、この契約履行に関し、甲の指定する監督職員に、乙の業務を監督させ、必要な指示をさせるものとする。

2 乙又は乙の従業員は、前項により指定された監督職員の指示に従うものとする。

(検査)

第9条 乙は、毎月の業務が終了した時点で甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格したときをもって当該業務を完了したものとする。

3 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従って遅滞なく手直しを行い、再検査を受け、当該業務を完了させなければならない。

4 前項の場合において生じる一切の費用は乙の負担とする。

(代金の支払方法)

第10条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、月額を請求するものとする。



- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、その代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条の支払期日までに代金を支払わない場合、請求代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた率を乗じた額の遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 業務の範囲内において発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その限りではない。

(甲の解除権)

- 第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 正当な理由なしに仕様書の定める業務を実施せず、また実施する意志がないと認められたとき。
  - 二 乙もしくはその使用人が甲の行う検査に際し不正な行為を行ったとき。
  - 三 前各号に掲げるほか、乙が契約に違反し、その違反により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 甲は、履行保証人が前条第2項の業務を履行しないとき、または履行することができないと認められたときは、直ちに契約を解除することができる。

(乙の解除権)

- 第14条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。
- 一 第2条の規定により業務内容を変更したため、頭書の請負金額が3分の2以上減少したとき。
  - 二 その他正当な理由で、かつ、甲がそれを認めたとき。
- 2 乙は、契約の解除をするときは、その2ヶ月前に甲に通告しなければならない。

(違約金)

- 第15条 甲が、第13条により、または乙が前条第2項の通告なしに契約を解除したときは、乙は請負金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に納付しなければならない。
- 2 前項の違約金は、損害賠償金の予定または一部と解しないものとする。

(危険負担)

- 第16条 天災その他不可抗力又は乙の責に帰し得ない事由以外の原因により甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の損害賠償金は甲が算定する。

(業務の引継)

第17条 乙は、甲との契約期間が終了しても、甲が当該業務を次に委託する事業者に対し、当該業務の引継を適切に行うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金をまぬがれることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第20条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を

いう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再委託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 甲は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第27条 本契約条項に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号  
契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 米田 悦啓

(乙)

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
薬用植物資源研究センター筑波研究部

電気・空調・衛生設備維持管理業務

仕様書

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所薬用植物資源研究センター筑波研究部における電気・空調・衛生設備の維持管理については、この仕様書に基づき、設備の機能を常に最良の状態に保ち、建物の保全と衛生環境を確保するよう努めるものとする。

## 1. 管理設備

管理設備の種別は、電気設備・空気調和設備・衛生設備であり、詳細は別紙機器一覧表のとおりとする。

## 2. 業務内容

### (1) 業務内容の種別

- ① 設備機器の運転操作及び監視
- ② 設備の維持管理
- ③ 設備に関する非常措置
- ④ 設備関係の測定及び記録
- ⑤ 官公庁検査及び改善工事の立ち会い、報告
- ⑥ 外注保守機器の定期検査の立ち会い、報告
- ⑦ 関係部署との連絡調整

### (2) 業務内容の細目

- ① 設備機器の運転操作及び監視  
運転操作及び監視にあたっては、建物の用途及び季節の気温の変化などによって、経済的運転及び快適な条件などを勘案して適正に運転操作する。
  - ア. 中央監視設備の運転操作及び監視
  - イ. 電気設備関係の運転操作及び監視（受配電設備、負荷設備、その他電気設備）
  - ウ. 空気調和設備関係の運転操作及び監視並びに地下タンク貯蔵所の立ち会い（ボイラー設備、冷凍機設備、空気調和設備等）
  - エ. 換気設備の運転操作及び監視
  - オ. 給排水設備の運転操作及び監視
  - カ. 衛生設備の運転操作及び監視
  - キ. 設備機器の操作時間：24時間
- ② 設備の維持管理
  - ア. 日常巡視点検（運転操作及び監視）
  - イ. 定期点検整備（精密点検、測定、整備）
  - ウ. 補修、修理（軽微なものに限る。）
- ③ 設備に関する非常措置  
火災、停電、断水、その他災害が発生した場合は速やかに関係部署と連絡し、的確な措置を行うものとする。
- ④ 設備関係の測定記録及び保存期間
  - ア. 日誌（運転日誌、作業日誌）3年以上保存
  - イ. 日常巡視点検記録、定期点検、測定記録5年以上保存
  - ウ. 事故障害記録、補修、改良工事記録3年以上保存
  - エ. 設備関係図面（配線図、平面図、配管図、系統図などの整備保存）永久保存

### (3) 定期点検・保守

業者による定期保守点検、法定点検及びそれらに伴う検査等の手続き、日程調整、立ち合いをする。またこれらに掛かる費用は乙は負担するものとする。ただし各種点検・検査の結果、発生する修繕費・消耗品等は甲が負担するものとする。

## 3. 業務体制等

(1) 管理業務時間 24時間

(2) 日常業務

日曜日～土曜日 8:30～17:30 (祝祭日を含む)

(3) 夜間勤務

日曜日～土曜日 17:30～ 8:30 (祝祭日を含む)

(4) 本業務において従事する者は以下のとおりとする。

① 業務責任者

責任者1名を配置するものとし、運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上の者で第3種電気主任技術者以上、1級ボイラー技士、設備士又は2級管工事施工管理技士以上の資格を有する者とする。また、バイオセーフティ技術講習を受講した者、若しくはバイオセーフティ管理技術者とする。

② 業務主任者

運転・監視及び日常的な点検保守業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上の者で第3種電気主任技術者、1級ボイラー技士、第3種冷凍機械作業主任者以上のいずれかの資格を有する者でかつ、危険物取扱主任者乙種4類又は甲種の資格を有する者とする。

③ 技術員

定期点検、臨時点検、運転・監視及び日常的な点検保守作業について、指示に従い作業を行う能力を有する者とする。バイオセーフティ技術講習を受講した者、若しくはバイオセーフティ管理技術者とし、工業高等学校電気科又は機械科卒業の者、及び同等の学歴、知識を有する者とする。また、エネルギー管理士又はエネルギー管理員の資格を有する者とする。

(5) 業務開始前に、業務責任者及び各技術者の氏名・年齢・経歴・各種免許・教育等を記載した文書を提出のうえ承認を受けなければならない。また、契約期間内において従事者の変更を行うときは事前に文書にて通知し、その都度経歴書を提出しなければならない。

なお、気象条件などにより異常事態の発生が予想されるときは適宜増員し、保守管理の万全を図ること。

(6) 受託者は施設維持管理を遂行するために要する次の施設等の貸与を受け、使用することができる。また、提供された施設等の使用に関しては善管注意義務をもって使用しなければならない。

① 業務員の待機場所

② 業務遂行に必要な備品類 (椅子、ロッカー等)

③ 業務遂行上必要な光熱水料、電話料金

4. 履行期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

5. 法規、規程の準拠

本業務は、関係法令及びこれに基づく省令の他、自家用電気工作物保安規程などに準拠して履行するものとする。

6. その他

本仕様書に明記なき事項については、担当職員の指示に従うこと。



別紙：機器一覧表

1. 研究本館

(1) 電気設備

機 器 名	型 式 等	数 量	摘 要
受変電設備 変 圧 器	250KVA	1台	
	150KVA	1台	
	75KVA	1台	
	50KVA	1台	
	20KVA	1台	
遮断機 コンデンサー 高 圧 盤	50KVA	6台	
		3台	
低 圧 盤	引込盤	1台	
	受電盤	1台	
	饋電盤	3台	
	コンデンサー盤	1台	
	発電機盤	1台	
	低圧動力盤	2台	
	低圧電灯盤	3台	
	発電機起動盤	1台	
	直流電源盤	1台	
	電灯盤	7台	
低圧分電盤	動力盤	23台	
	電灯動力共用盤	3台	
	実験盤	12台	
非常用発電機	500KVA	1台	

(2) 空調機等設備

機 器 名	型 式 等	数 量	摘 要
パッケージ型エアコン		16台	
		(内 訳)	
		1台	
		1台	
		1台	
		1台	
		1台	
		1台	
		1台	
		1台	
		1台	
		2台	
		2台	
		1台	
		1台	
		2台	

機 器 名	型 式 等	数 量	摘 要
給気用送風機		5台 (内訳) 1台 1台 1台 1台 1台	機械室 ポンプ室・冷凍機室 発電機室 電気室 中央監視室
排気用送風機		17台 (内訳) 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 2台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	機械室 ポンプ室・冷凍機室 発電機室 電気室 1F浴室 共通実験室Ⅰ 共通実験室Ⅱ 無菌室 栽培研究室 機器室 技術専門員室 湯沸室 1F便所 2F便所 栽培研究室ドラフトチャンパー 共通実験室Ⅰドラフトチャンパー 中央監視室 技術専門員室 種子交換・更衣室 培養室
換気扇		1台 1台 1台 1台	技術専門員室 種子交換・更衣室 培養室
受水槽 高架水槽 揚水ポンプ 各種排水ポンプ		1基 1基 2台 17台	
※その他便所、給排水器具、ガス湯沸器等の 漏れ等の修理等を含む			
ファイトトン及び 温室等冷凍機		6台	
冷水ポンプ		4台	
冷却水ポンプ		2台	
空気調和器		4台	
送風機		6台	
冷水タンク	800L	1基	
純水器		2台	
加湿用タンク	300L	1基	

機 器 名	型 式 等	数 量	摘 要
空気濾過器		8台	
温室用換気扇		15台	
放熱器		24台	
冷水コイル		4台	
加熱コイル		4台	
人工光用蛍光灯	96W	72個	
ファイトトン用冷却塔		1基	
灯油地下タンク	20KL	1基	
地上タンク（少量危険物）	965L	1基	
	950L	1基	
灯油サービスタンク（発電機）		4台	
オイルギアポンプ	鋼製	1台	
温水ポンプ		1台	
温水発生機			

## 2. 環境制御実験棟

機 器 名	型 式 等	数 量	摘 要
電灯設備 （環境制御照明装置）		1式 2式	育苗室 促成栽培室
空調設備 冷凍機		2台	育苗室
		4台	促成栽培室（2室）
ユニットクーラー		2台	育苗室
		4台	促成栽培室（2室）
ルームエアコン		1台	準備室
養水供給装置		1台	育苗室
		2台	促成栽培室（2室）
各種ポンプ		4台	育苗室
		8台	促成栽培室（2室）
送風機	天吊型	1台	育苗室
	天吊型	2台	促成栽培室（2室）
圧力扇		4台	
炭酸ガス供給装置		1基	

## 3. 薬用植物資源保存棟

機 器 名	型 式 等	数 量	摘 要
空調設備 空冷式空気調和器	パッケージ型	5台 (内 訳)	
		1台	NMR室
		1台	生薬標本室
		1台	標本作製室

機 器 名	型 式 等	数 量	摘 要
ルームエアコン	天吊型	1台 1台	発芽試験室 標本データ作成室
排気送風機		4台 (内 訳)	
		1台	1階空調機室
		1台	1階便所
		1台	1階P S
		1台	発芽試験室
換気扇 全熱交換ユニット (給排気用)	圧力型 天吊リカセット型	1台	NMR室
		4台 (内 訳)	
		1台	生薬標本室
		1台	標本作製室
		1台	標本データ作成室
		1台	発芽試験室
給水ポンプ	受水槽付き	1台	加湿用
資源貯蔵室空調機 冷凍機		7台 (内 訳)	
		1台	資源貯蔵室前室
		1台	種苗貯蔵室
		1台	短期貯蔵室
		2台	長期貯蔵室
		2台	極長期貯蔵室
ユニットクーラー	天吊り型	7台 (内 訳)	
		1台	資源貯蔵室前室
		1台	種苗貯蔵室
		1台	短期貯蔵室
		2台	長期貯蔵室
		2台	極長期貯蔵室

#### 4. 薬用植物資源研究棟

機 器 名	型 式 等	数 量	摘 要
-------	-------	-----	-----

電 気 設 備 変 圧 器 遮 断 機	500KVA 100KVA	1台 2台 2台	
機 器 名	型 式 等	数 量	摘 要
コンデンサー 高 圧 盤 低 圧 盤  低圧分電盤	低圧動力盤 低圧電灯盤 低圧コンデンサー盤 電灯盤 動力盤 実験盤 手元開閉器箱	3台 1面 1面 3面 1面 2台 5台 10台 23台	
空調機等設備 ガスヒートポンプ式 チラーユニット ユニット型空気調和器 冷温水ポンプ クッションタンク パッケージ型 空気調和器 ガスヒートポンプ式 空気調和器 ガスヒートポンプ式 空気調和器	GHPR-1・GHPR-2  OCU-1 PCH-1・PCH-2        (室外機)  (室内機)	2台 1台 2台 1台 1台 4台 24台 (内 訳) 2台 2台 2台 1台 1台 4台 1台 1台 1台 2台 2台 2台 2台 2台 1台	育種生理研究室 遺伝子保管室 ミーティングルーム 更衣室 機材保管室 評価実験室Ⅱ 暗室 電子顕微鏡室 P2実験室 遺伝子実験室Ⅰ 遺伝子実験室Ⅱ 培養実験室 培地調整室 空調機室
給気用送風機		6台 (内 訳) 1台 1台	機械室 電気室

		1台 1台 1台 1台	ボイラー室 土壌滅菌処理室（南） 土壌滅菌処理室（北） 土壌滅菌処理室（上部）
--	--	----------------------	--

機 器 名	型 式 等	数 量	摘 要
排気用送風機		32台 (内 訳)	機械室 電気室 女子便所 男子便所 ミーティングルーム 機材保管室 土壌滅菌処理室（南） 土壌滅菌処理室（北） 土壌滅菌処理室（上部） エントランス 培養実験室 P2実験室前室 P2実験室 電子顕微鏡室 暗室 評価実験室Ⅰ 評価実験室Ⅱ 培地調整室 空調機室 育種生理研究室 遺伝子保管室 遺伝子実験室Ⅰ 遺伝子実験室Ⅱ 保管室 更衣室 給湯室 ゴミ置き場 施設諸室
有 圧 扇		15台	
閉鎖温室用特殊空調機		3台	室外機 6台
閉鎖温室用空調機用 フィルターユニット		6台	給気×3台・排気×3台
グローキャビネット 用空調機		3台	
グローキャビネット 空調機用 フィルターユニット		6台	室外機 6台

非閉鎖温室用 ファンコンベクター		8台	給気×3台・排気×3台
機 器 名	型 式 等	数 量	摘 要
貯湯槽	800L	1台	
給湯用循環ポンプ		2台	
密閉式膨張タンク		2台	
多管型熱交換器		1基	
温水循環ポンプ		2台	
蒸気ボイラー		2基	
軟水装置		2台	
薬液注入装置	370L	1台	
還水タンク	500L	1台	
灯油サービスタンク		1台	
灯油返油ギアポンプ		2台	
蒸気ヘッダー		1基	
土壌滅菌装置		1式	
排水滅菌装置		2式	
純水用軟水装置		1台	
純水用活性炭濾過装置		1台	
純水用逆浸透膜装置	500L・200L	1台	
純水タンク		2台	
純水用給水ポンプ		2台	
純水製造用ポンプ		2台	
クリーン蒸気発生装置		1台	
給水用加圧ポンプ		2台	
各種排水ポンプ		12台 (内 訳)	
		2台	実験排水用圧送ポンプ
		5台	温室ピット排水ポンプ
		2台	隔離圃場排水ポンプ
		1台	機械室流し内排水ポンプ
		1台	排水滅菌装置用給水ポンプ
		1台	研究排水槽ポンプ
イオン交換樹脂式純水装置		2台	
恒温培養庫空調機		4台	
低温室用空調機		2台	
植物殻焼却用焼却炉		1基	

パッケージ型エアコン		4台 (内訳) 1台 1台 1台 1台	温室廊下 遺伝子保管室 培養実験室 空調機室
------------	--	------------------------------------	---------------------------------



# 質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 米田 悦啓 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 電気・空調・衛生設備維持管理業務一式 (薬用植物資源研究センター筑波研究部)

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

**提出期限:** 令和4年2月17日(木) 17時00分

提出先メールアドレス: 草間 [n-kusama@nibiohn.go.jp](mailto:n-kusama@nibiohn.go.jp)

## ご担当者連絡先

件名：電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部）

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

**提出期限：**令和4年2月17日（木）17時00分

提出先メールアドレス：草間 [n-kusama@nibiohn.go.jp](mailto:n-kusama@nibiohn.go.jp)

# 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料  
会社履歴書等
- 5 仕様書3（4）に記載の資格を有する、もしくは有するとみなすに足る状況にあることを証明する書類（写しでも可）
- 6 予定配置人員表
- 7 ISO9001：2008 の証書の写し
- 7 提出部数 各1部
- 8 提出期限 令和4年2月25日（金）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 米田 悦啓 殿

## 誓 約 書

弊社は、「電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部）」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 米田 悦啓 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住所)

\_\_\_\_\_

(名称)

\_\_\_\_\_

(代表者)

\_\_\_\_\_ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 米田 悦啓 殿

# 入札書

件名 電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部）

金 \_\_\_\_\_ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

（競争参加者）

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 米田 悦啓 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名           ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額       ¥ \_\_\_\_\_

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札  
します。

令和    年    月    日

(競争参加者)

住 所    【記載要領】(2)及び  
          (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 米田 悦啓 殿



【 記 載 要 領 】

- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社	□□□□	大阪支店
	代表取締役	△△	△△
代 理 人	〇〇	〇〇	印
「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社	□□□□	
	代表取締役	△△	△△
復代理人	〇〇	〇〇	印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

# 封筒記載例（入札書のみ入れて下さい）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 入札書在中  
契約担当役  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 米田 悦啓 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

## 御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）

〇〇〇〇株式会社

# 入札辞退届

件名：電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部）

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 米田 悦啓 殿

入札者

住所

氏名(社名)

# 委任状

私は、 を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

## 記

### 委任事項

令和4年3月1日開札 件名「電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部）」の競争入札に関する一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 米田 悦啓 殿

# 年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

## 記

- 見積、入札及び契約の締結に関すること。(契約の変更、解除に関するを含む)
- 契約物件の納入及び取下げに関すること。
- 契約代金の請求及び受領に関すること。
- 復代理人を選任すること。
- 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。  
【工事契約以外の場合は除く】  
(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 米田 悦啓 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部）

## ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-2

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所薬用植物資源研究センター筑波研究部 草間

提出先メールアドレス [n-kusama@nibiohn.go.jp](mailto:n-kusama@nibiohn.go.jp)

## 期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和4年2月17日（木）17時00分まで  
競争参加資格確認関係書類 : 令和4年2月25日（金）17時00分まで  
入札書 : 令和4年2月28日（月）17時00分まで  
開札日の日時 : 令和4年3月1日（火）11時00分

## 入札参加改善に向けたアンケート

案件名	電気・空調・衛生設備維持管理業務一式（薬用植物資源研究センター筑波研究部）
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____ )
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____ ) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____ ) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。